



香川県森連時報

KAGAWA KEN SHIN REN

発行/平成19年1月1日(年2回発行)
編集/香川県森林組合連合会
〒760-0008 高松市中野町23番2号 tel.087-861-4352(代)

vol. 7



■新年のご挨拶●香川県森林組合連合会●全国森林組合連合会

■トピック●森林組合長会議開催●平成18年度森林組合担当者会開催●平成18年度林業労働安全衛生・林業雇用研修会開催●間伐・架線集材実施報告

新年のご挨拶



香川県森林組合連合会
代表理事長

真 部 善 美



新年明けましておめでとうございます。

森林組合の役職員をはじめ組合員の皆様方には、ご健勝にて新年を迎えたことに心からお慶び申し上げます。日ごろ、本会の運営につきまして格段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、戦後三番目の長期政権となつた小泉内閣から、若い指導者ののもと誕生した安倍内閣に替わり、新しい国づくりを目指していようとされるのであり、経済においては景気拡大期間が昭和四十年代の「いざなぎ景気」を超える長期的な景気回復局面にあり、好調な決算をした企業も部にあつたようですが、地方を取り巻く状況は相変わらず厳しく、特に森林・林業にとっては大変厳しい年であります。加えて、我々森林組合系統が京都議定書の目標達成に向けた森林整備の財源として期待していた環境税の創設は、自民党税制調査会の審議経過等から難しい状況であります。県下森林組合も、経営基盤を支えってきた森林整備等にかかる公共事業の減少により、事業利益段階で赤字を計上する組合が現れるなどこれまでにない非常に厳しい状況にあります。

この窮状を打開すべく、我々森林組合系統は平成十八年度から「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」を関係機関各位のご指導、ご支援を賜りながら全国的に展開し、本県においても方針・目標を設定、また、グリーン購入法に基づく間伐採対策として県下森林組合を認定事業体として認定し、合法木材の証明をするなど積極的に取り組んでおります。こうしたなか、系統新運動のテーマの「国産材安定供給」にもありますように間伐の推進が急務となっております。そのため搬出間伐により県産材の生産を拡大していくかなければならないと考えております。それには集約化を図り田地化により高密度作業路網の整備・高性能林業機械導入によるコスト削減で大量に生産できるシステムの構築が求められています。地球温暖化防止はもとより、国土の保全・水資源涵養など公益的機能を有する森林を管理する使命をもつた我々森林組合は、自助努力を旨とし、組織・事業体制の改革を進め、低コスト搬出間伐システムを確立し、県産材の安定供給を実現できるよう強力に推進して林業活性化に取り組んでいます。

最後に、会員の皆様をはじめ関係機関各位のご支援、ご協力をお願ひ申し上げますとともに、組合員の皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶いたします。

新 謹 賀 年



全國森林組合連合会
代表理事長

國 井 常 夫

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご健勝のうちに新年をお迎えのこととお慶びを申し上げますとともに、常日頃からの森林組合運動推進へのご努力に敬意を表します。

さて、日本経済は、不況を乗り越え回復基調にあるともいわれ、森林・林業を取り巻く情勢をみると、木材自給率が二〇パーセントに回復し、一部には国産材の新たな需要の兆しが見られるようになったものの、国産材の需要および価格は依然として低水準にあります。このような林業経営を取り巻く厳しい状況は、後継者問題や経営意欲の減退、地域の林業生産活動の停滞を引き起こし、森林管理が十分になされない経営放棄森林が目立つような事態となっていました。

一方、地球温暖化防止をはじめ、国土保全、水源かん養など森林の持つ多面的機能の持続的發揮に対する国民の期待はとみに高まっており、森林組合系統に対しては、生産される木材を安定供給する役割とともに森林の適正な管理と整備推進が強く求められています。

特に、地球温暖化防止対策については、国際的な約束事である京都議定書が発効され、昨年四月に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」では、我が国は温室効果ガス削減六%のうち、三・九%を森林による吸収量としてまかなうことになっています。しかし、この目標の達成のために、森林保全・整備に多大な力を注がねばならず、さらに国産材の利用拡大、森林資源の循環利用を支える新たな地域森林管理システムを構築することが必要となっております。

このような状況の中、平成十八年度より「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」がスタートし、森林組合系統の存在価値をかけた全国運動として展開しております。この運動は、改革プランの実行上の課題を引き継ぎながら、「森林管理体制」「国産材安定供給」「経営革新」の三テーマを掲げ全系統組織をあげて取組み、国産材の生産と安定供給体制を一挙に確立し、組合員の期待に応え得る森林組合系統の組織・事業体制へと改革を進めることにしています。

また、昨年十一月に開催した「森林・林業振興全国大会」においては、多様な森林整備や作業路網の整備・高性能林業機械作業システムの導入・施業集約化の推進等を新たに要望し、林業・山村の活性化にむけた取組みの強化を図ることとしております。

森林組合系統の皆様方と、是非とも、将来に向かつて明るい林業と山村の展望を切り開いていくよう、力を合わせて新運動に取り組んで参りたいと思います。

今年も、われわれ一丸となって森林組合系統を取り巻く諸課題解決に向けて具体的な成果があがりますよう努力いたしますので、系統の皆様におかれましてはこれまで以上のご支援ご協力を願いたしまして新年のご挨拶いたします。

森林組合長会議開催

六月三十日(金)、本会二階会議室において、香川県環境森林部みどり整備課大久保副課長が臨席のもと森林組合長会議を開催し、本年度から始まる新系統運動「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」の計画にある単一組合実現に向けて、今後の協議、検討方法の審議をした。その中で、経営状況が厳しいから合併するのではなく、組合それぞれが安定経営できるようになってからの合併でなくては協同組合としての役目がはたせないという意見もあり、今後は連合会の合併担当による意見聴取を行い、その後検討することになった。

平成十八年度 森林組合担当者会開催

十一月二十八日(火)、本会会議室において、香川県環境森林部みどり整備課三野副主幹、井上主任ご臨席のもと、県下八組合の担当職員を対象に会社法整備法による森林組合法改正に伴う定款変更・森林国営保険・人権問題啓発についての会議・研修を行った。



会社法整備法による改正森林組合法の概要

I 改正の趣旨
最近の社会経済情勢の変化等を踏まえ、会社制度の体系的かつ抜本的な見直しが行われ、商法第一編(会社)、有限公司法等の各規定を現代的な表記に改めた上で、新たに法典(会社法)とする趣旨から、会社法が制定されました。

これに伴い、関係法律の規定の整備を行う観点から、会社法に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「会社法整備法」という)が整備され、森林組合法についても、農業協同組合法、水産業協同組合法など同様に、商法を準用する規定の整備等を行ったとともに、会社法において手当される各種措置に併せた措置を講じるものであります。(施行 平成十八年五月一日(施行令及び施行規則も同日施行))

II 主な改正内容

1 商法準用規定の書き下ろし及び会社法準用への移行
今回改正での主な条文

- ① 役員の組合に対する賠償責任等(法第四十九条の三)
総会における役員の説明義務(法第六十三条の二)
- ② 監事の職務(法第四十九条の二)
- ③ 理事会の決議・議事録の作成等(法第四十六条の二)
- ④ 会社法で手当された各種措置の森林組合制度への導入

- ① 公告方法の法定化と必要な官報公告の規定
- ② 計算関係書類等の作成、決算監査手続きの改正
- ③ 合併手続きの改正
- ④ 総会に関する手続きの改正

平成十八年度 林業労働安全衛生・林業雇用研修会開催

十一月一日(香川東部森林組合)、六日(塩江町森林組合)、十日(香川西部森林組合)、十八日(土庄町福祉会館)に、林業・木材製造業労働災害防止協会香川支部(簡井住義事務局長)、本会道久林業雇用改善アドバイザーを迎えて、林業労働安全衛生対策・林業雇用情報について、総勢百二十五名の林業事業体関係者に研修を行い、その後エクソシス従事者については、特殊健康診断を行った。



間伐・架線集材実施報告

四国森林管理局香川森林管理事務所から発注されたのは「大相三十林班製品生産請負事業」といい、現場は高松市塩江町桃川奥にある国有林地内(大相三十林小班)です。事業期間は平成十八年七月二十一日から平成十九年二月二十八日の7ヶ月間となっています。事業内容は、四・四一haの六十四年生ヒノキ人工林の間伐(七二九m³)と素材生産(四〇〇m³)です。

まず、伐採方法は、搬出を容易にするため列状間伐を行い、現場山腹が急峻なために、集材のための作業路設置は行わず、架線による集材方法を採用しました。伐木造材作業はチエーンソー、集積作業はフォワーダ(林内作業車)を使用して行い、トラック積込作業にもフォワーダのグラップルを利用しました。

現在もこのよくな作業手順で事業を実施ですが、現場の状況など以下の問題から効率のいい作業の遂行が困難となっています。

- ① 間伐経験が少ないとため迅速な伐倒・造材作業ができない。
- ② 伐木を集材する土場が林道敷地のため、作業場も狭く、安全性にも問題がある。
- ③ 造材した材を少量でも集積しなければ造材場がなくなる。

このような問題を、作業員と共に試行錯誤をしながら軽減を図ったため、一月現在、約三〇m³を市場に出荷、残り七〇m³を全員丸となって出荷するよう頑張っているところです。

最後に、重大な事故等もなく、ここまで順調に進めてくださった作業員ならびに香川森林管理事務所のみなさまに感謝致します。

森林組合系組織を挙げて取り組もう人権問題

人権問題の啓発推進に取り組むこととなる基本事項

人権問題の取組に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出した人などへの偏見や差別を除去する等を内容とする国民行動計画の趣旨を踏まえ、それぞれの分野において自らの問題として積極的な役割の发挥に努めること。

特に、同和問題の早期解決は人権問題の重要な柱であることに留意すること。



21世紀の森林経営をサポート

明日にふくらむ大きな安心。

森林国営保険

お問い合わせは

森 林 組 合
香 川 県 森 林 組 合 連 合 会
香 川 県



大雪積雪による幹折れ、根返りなどの損害



乾燥による枯死などの損害



山火事を受けた損害



暴風による幹折れ、根返りなどの損害



豪雨、洪水による埋没、水没などの被害



凍結、寒風による枯死などの損害



潮風、潮水浸水による枯死などの損害



火災噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害